

大和幕領における近世地主制の実態と特質 —縄延びを含む小作米收取慣行に着目して—

池 本 裕 行
阿 部 英 樹

要旨

本稿は、大和幕領において、縄延びから与えられる余剰の成立を明らかにした上で、縄延びの存在とそれを含む農民的な小作米收取慣行の成立が、地主的土地集積に重要な役割を果たしたことを、宇智郡を事例として示すことを課題とした。

分析の結果、当該地域では凶作年の貢租減免幅が寡少という条件の下、その負担に窮した高持百姓によって土地移動が活発化したこと、その際に移動した土地には縄延びが存在したこと、地主は縄延びを含む土地の実面積を主な基準として小作米量を決定する小作米收取慣行（「石前」基準の小作米收取慣行）を利用することで、縄延びから与えられる余剰を取得したことを明らかにした。その上で、当該地域において、農民余剰の成立には、縄延びから与えられる余剰が幕末に至るまで重要であり、縄延びの存在とそれを含む小作米收取慣行の成立が、地主の土地集積に重要な役割を果たしたことを指摘した。

1. はじめに

1) 課題と意義

本稿の課題は、大和幕領において、縄延びから与えられる余剰の成立を明らかにした上で、縄延びの存在とそれを含む農民的な小作米收取慣行の成立が、地主的土地集積に重要な役割を果たしたことを、宇智郡を事例として示すことである。

地主制が形成される経済的条件の1つに、小作料の收取を可能にする農民余剰の成立がある。多くの先行研究が明らかにしてきたように¹、近世において、地主制形成の経済的基盤である農民余剰は、土地からの総生産物量と貢租の相対的関係によって決定さ

れた。これは近世における農民余剰成立の論理が近代と異なる最大の点である。そして、土地からの総生産物量の増加には2つの方向性があった。すなわち、反収の上昇や商品作物生産などの内包的生産力発展と、繩延びの形成などの外延的耕地拡大である。近世には両者からそれぞれ、反収の上昇から与えられる余剰と、繩延びから与えられる余剰が成立した。従来の地主制研究においては、農民余剰の成立には反収の上昇から与えられる余剰が重要な役割を果たしたという見解が主流であった。

筆者らはこうした研究状況に対して、農民余剰の成立には繩延びから与えられる余剰が重要であり、繩延びを組み込んだ小作米收取慣行が地主制の形成に重要な役割を果たしたとの見解を持ち、研究を進めてきた²。ただ、それらの研究で注目したのは、低生産力・高率貢租地域であった庄内藩領や、高生産力・高率貢租地域であった和歌山藩領であり、幕領を対象とした分析は行っていない。幕領と藩領の貢租率やその納入形態を比較すると、幕領は藩領より貢租率が低く³、納入形態は幕領が代銀納、藩領が現物納を中心とするという違いがある。さらに、幕領の地主制については「幕末期における農民商品生産の最も高度な発展と、それを前提とした地主的土地位の伸長は、幕府直轄領に著しく偏って現出した」⁴と指摘されるように、藩領より地主制が進展していた。そのため、繩延びの存在とそれを含む小作米收取慣行の成立が、普遍性を持った近世地主制の形成論理であったことを示すには、幕領を事例とした分析が必要である。

近世地主制の形成過程を、繩延びから与えられる余剰に注目して分析した研究者には、竹安繁治がいる。竹安は河内農村、そのなかでも幕領を中心に分析を行い、農民余剰の主な構成要素が元禄～享保期を境として、繩延びから与えられる余剰から反収の上昇から与えられる余剰へ移行したと推定している⁵。しかし、筆者らは幕末に至るまで、農民余剰の成立には繩延びから与えられる余剰が重要であったと考え、大和幕領を事例として分析を試みることにした。

具体的には、大和国宇智郡の幕領を取り上げる。なお、史料は特に断らない限り、大和国宇智郡五條村（現奈良県五條市五條）の栗山家に所蔵されている古文書である。

2) 対象地域の特質

本稿で分析対象とする大和国宇智郡について、その特質を確認しておきたい。

まずは明治時代初期の小作地率から、近世における地主制の進展度を見る。明治16年（1883）『大阪府統計書』によると、同郡の小作地率は56.3%である。大和国全体では32.3%、同郡に次ぐ葛上郡は45.0%であったため、宇智郡は大和国で近世に最も地主

制が進展した郡であった。また、近世における所領構成に注目すると、同郡は幕領が54.1%を占め⁶、幕領の比率が高かった。従って、同郡は小作地率・幕領の比率が共に高く、丹羽（1964）の指摘通りの進展が見られた地域といえる。

次に土地条件、特に繩延びについて見てみたい。『村誌 明治16年調』⁷の「大和国宇智郡（一）（二）」から、同郡北部と西部の幕領10ヶ村について、地租改正前後の田畠の面積を比較すると⁸、以下の2点が明らかになる。

第一に、田畠の合計面積は10ヶ村合計で54.5%増加したことである。ただし、田畠別にみると、田が64.1%増加したのに対して畠は20.4%であり、繩延びは田に偏っていた。第二に、田畠の合計面積が地租改正後に減少した村は全くなかったことである。田畠の合計面積の増加率を村別に算出すると、100%以上が2ヶ村、60~80%が4ヶ村、10~30%が4ヶ村であった。田畠別に面積の増加率を見ても、減少したのは五條村の畠だけであり、ほぼ全ての場合で面積は増加した。

このような大きな繩延びが形成された理由について考えるために、同郡における検地の実施状況に注目したい。谷山（1994）は、享保・元文期の大和幕領には「かつて郡山藩領に属し、幕領での延宝新検地がすんだ後、延宝七年に至って郡山藩主の交代を契機に幕領に編入された古検村が約三分の一存在」⁹したと指摘しているが、同郡の幕領の多くがこれに当てはまる。そして、二見村の明和8年（1771）「村明細書帳」¹⁰に、「文禄四年朽木河内守様御検地、其後寛保三亥年神尾若狭守様御改式割半增高御盛掛」¹¹であることから、その古検が文禄検地であったことがわかる。ただし、次章で詳しく見る牧村などごく一部の村は、延宝検地実施前に旗本領から幕領となったために、検地が実施されている¹²。

同郡の幕領村々では、田を中心に50%程度の繩延びが存在したことを強調しておきたい。それは文禄検地及び延宝検地以降、近世の間に再検地が実施されないという状況下で、恐らくは切添開田によって生じたのであろう。

2. 文政・天保期の牧村

1) 貢租の推移

本章では、吉野川南岸に位置した牧村を事例として、主に文政・天保期の貢租率の推移や土地移動について見ていく。同村は近世初期には旗本2人の相給村であったが、17世紀後期には幕府と旗本の相給村となった。村高は529.6石で、そのうち幕領が345.1石、残りが旗本領である¹³。次章では当該地域の地主として五條村栗山家に注目するが、牧

村は近世における同家の土地集積の中心となった村であり、それは文政期を起点とした。なお、同家は文化末期から弘化期まで、同村の兼帶庄屋を務めた。

まずは貢租量の推移を確認していきたい。本稿で貢租とは、年貢・諸掛りと村入用をあわせたものを指す。同村の幕領について、諸掛りを含む年貢の推移をまとめたのが図-1、石代値段の推移をまとめたのが図-2である。なお、図-2には、五條村と牧村における栗山家の小作米の石代値段もあわせて示している。両図から3点指摘したい。

第一に、年貢米が文政期以降減少し、天保期には110石前後で推移した後、天保後期から上昇していることである。天保末年には160石を超えており、これは村高の46.4%にあたる。

第二に、天保期以降年貢の石代値段が上昇傾向にあったことである。文政期の石代値段は凡そ55~75匁であったため¹⁴、天保期が上昇の起点であった。

第三に、天保期の減免が僅かにとどまることがある。当該地域に隣接する和歌山藩で

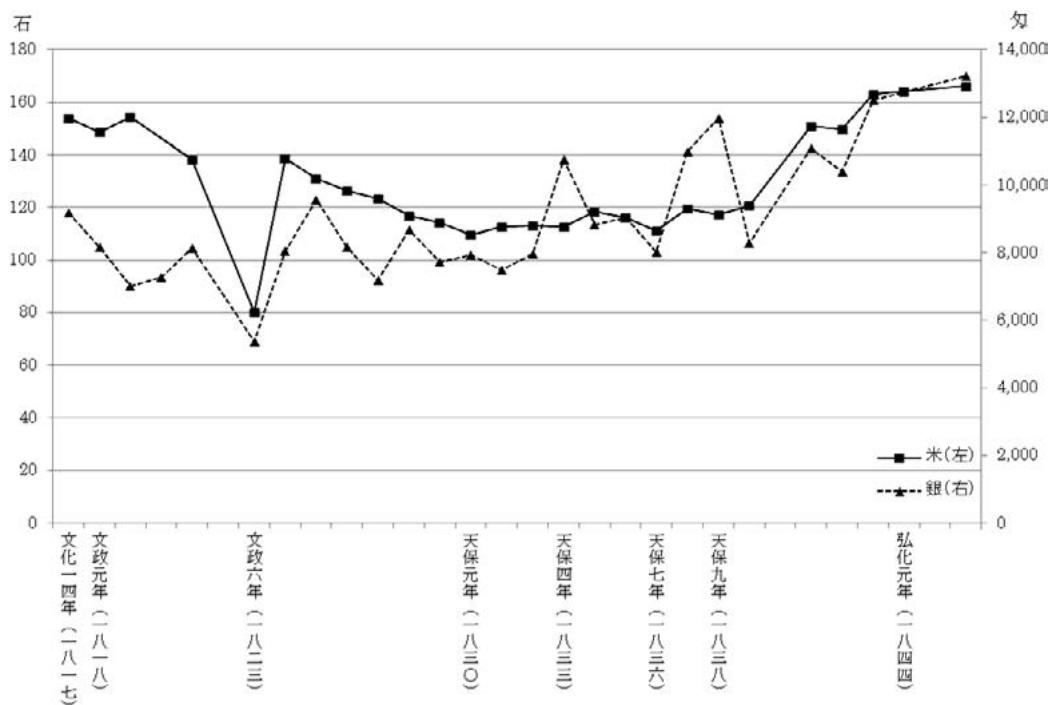


図-1 牧村（幕領）の年貢量の推移

出典：各年の「御年貢銀勘定帳」、「文政三辰年ヨリ明治八亥年迄石代御直段」（全て五條・栗山家文書）、新町と松倉豊後守重政四〇〇年記念誌編纂委員会編『新町と松倉豊後守重政四〇〇年記念誌』新町と松倉豊後守重政四〇〇年記念事業実行委員会、2009年、240頁より作成。

注：当該地域で「取米」と表現される本年貢は平均値段、それ以外は九分米値段で換算した。

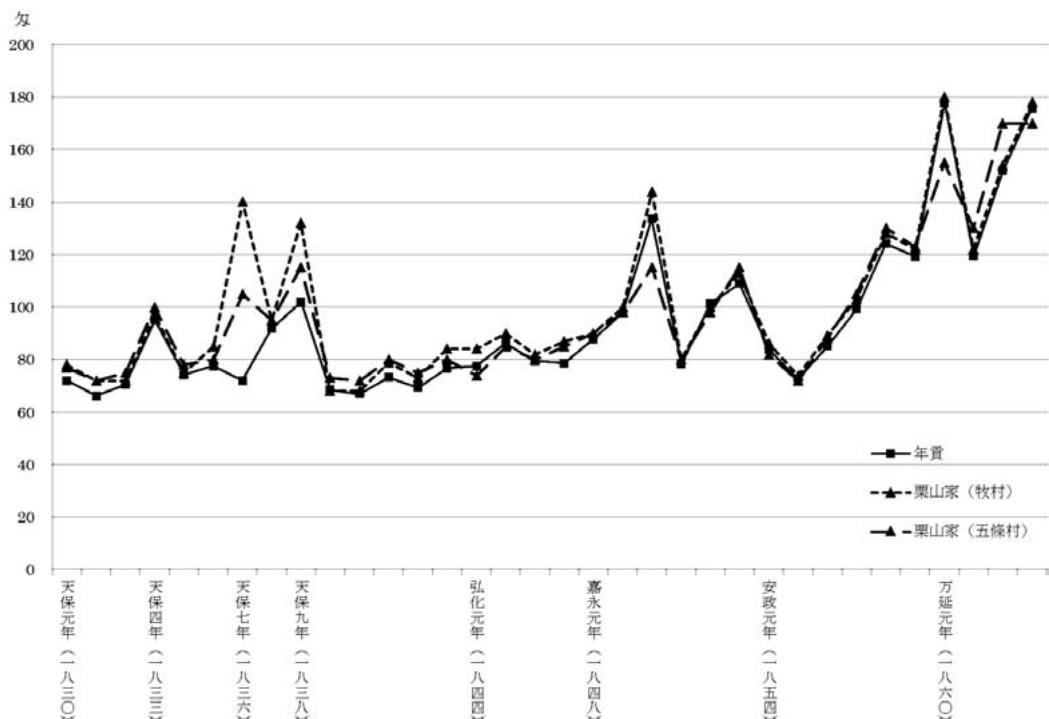


図-2 年貢と栗山家の小作米の石代値段の推移

出典：年貢の石代値段は「文政三辰年ヨリ明治八亥年迄石代御直段」(五條・栗山家文書)、新町と松倉豊後守重政四〇〇年記念誌編纂委員会編『新町と松倉豊後守重政四〇〇年記念誌』新町と松倉豊後守重政四〇〇年記念事業実行委員会、2009年、240頁、栗山家の小作米の石代値段は各年の「小作家賃帳」(全て五條・栗山家文書)より作成。

注：1) 年貢の石代値段は九分米銀

年貢と村入用の推移を明らかにしたので、両者を合計した貢租が村高に占める比率である貢租率を算出したい。貢租率は文政4年には45.7%であったが低下を続け、天保2年に34.5%となった後は、同10年までその水準で推移する。そして、同12年に上昇に転じて45.5%となった後は微増傾向にあり、弘化3年には49.4%となった。いずれの時期も高率貢租とはいえないが、凶作年における減免幅が寡少であったことには注目したい。文政6年こそ年貢米の大幅な減免がなされたが、連続的な凶作が見られた天保期にそれは確認されず、また安石代が採用される年次も限定的であったのである。

2) 土地移動

次に土地証文から同時期の土地移動の件数・形式を明らかにする。

同村には、3冊の「田畠切替帳」が残されており¹⁸、それらには文化13年（1816）から弘化4年までの32年間に作成された498通の土地証文が載っている。それらを種類別に整理すると譲渡証文が65.9%（328通）を占めて最多であり、質物証文が16.7%（83通）、年賦証文が8.4%（42通）と続く。これらの年次別推移を示したのが図-3である。

同図から、譲渡証文と質物証文は天保中期以降、年賦証文は少し遅れて天保後期以降に増加したこと、特に天保5・8・9年に急増しており、連続的な凶作の下で土地移動が活発化したことがわかる。

また、498通の土地証文の中には、譲戻証文が6通、証文末尾に譲戻しの記載があるものが86通ある。この記載は質物証文に多く、83通中54通、質物証文の65.1%に達した。54通のうち33通にはその期日が記載されていたが、証文本文の質入期限と比較すると、13通が契約期間内の譲戻し、20通が質流後の譲戻しとなっていた。ここから、当該地域では質地請戻し慣行が機能していたといえよう。なお、次章で取り上げる五條村栗山家が譲受人となっている証文は20通あったが¹⁹、このうち譲戻しとなったのはわずか2通であった²⁰。

同村の文政・天保期の村落状況について、貢租率は文政期から天保初期にかけて低下し、しばらくはその水準を維持したこと、ただその一方で凶作時の貢租減免幅が寡少であったため、高持百姓は貢租納入に差し支え、所持地の売却・質入によって金銭を調達しようとしたことを強調したい。そして、その有力な売却・質入先の1つとなったのが、当時同村の兼帶庄屋を務めていた五條村栗山家であった。

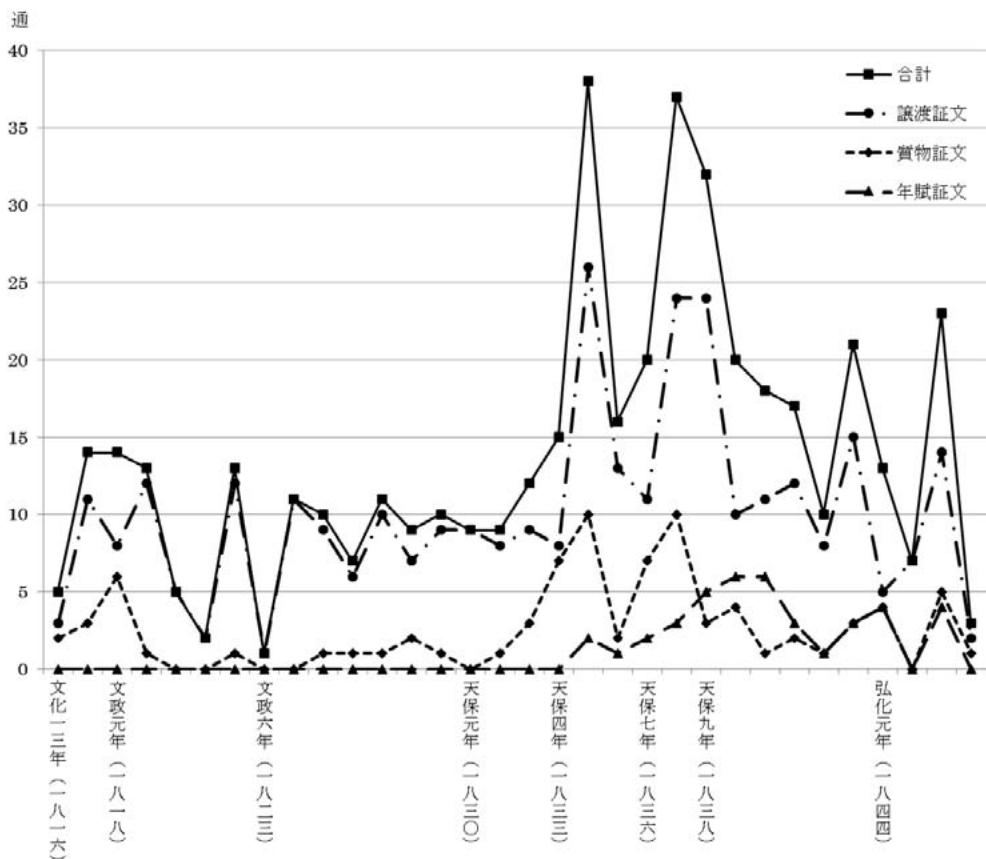


図-3 牧村（幕領）における土地証文数の推移

出典：文化13年（1816）「田地切換帳」、文政6年（1823）「田畠切替帳」、弘化2年（1845）「田畠切替帳」（全て五條・栗山家文書）より作成。

注：年代記載のない譲渡証文6通、年賦証文2通は除外している。

3. 栗山家の土地集積

1) 栗山家の概要と土地集積過程

栗山家は五條村を居村とした商家である。慶長4年（1599）には現在の栗山本家が居住する屋敷地を確保していたとされる²¹。そして、薬種・荒物商としてその地盤を築き、掛屋就任以降は幕府の公金取扱いを通じて一層発展したという²²。掛屋は五條代官所が設置された寛政7年（1795）の時点で、3人が任命されており²³、同家の掛屋への就任は文政3年（1820）頃ではないかと考えられる²⁴。また、文化～弘化期には近隣の村の兼帶庄屋を務めた。

明治11年（1878）「豪族及富民ノ姓名調」²⁵では大和國の富民7名中の1名として名前

が掲載され、明治23年「日本全国貴族院多額納税者議員互選名簿」²⁶では県下第3位の高額納税者、明治31年「日本全国商工人名録」中の「奈良縣多額納税者及大地主」²⁷では、地価額24292.79円で宇智郡第1位の大地主となっている。第2位の地価額は14235.51円であり、同家とは大きな差があった。同家は明治時代には既に県レベルの地主となっており、郡内では突出した大地主であったことがわかる。ただし、集積した土地の少なくない部分を山林が占めていたと推測され、その点には注意が必要である。

同家の土地集積過程を明らかにしていきたい。安政2年(1855)「所持高反別帳」から、所持石高の推移を整理したのが表-1である。野原村が旗本領である以外は全て幕領であり²⁸、近世における同家の所持地の中心は幕領にあった。

同表から、文政初期の掛屋就任後、特に天保期以降に土地集積が進展したこと、明治時代以前は牧村（幕領）、それ以降は小和村が土地集積の中心であったことが明らかとなる。また、全ての村で一様に土地集積が進んだのではなく、村ごとに集積が進展した時期は異なっていた。居村である五條村では寛延元（1748）～宝暦8年（1758）、文化5年（1808）以降に土地集積が進行したのに対し、居村外では掛屋就任以降に土地集積

表-1 栗山家の所持石高の推移

(単位:石)

年 代	五條村	須恵村	牧村 (幕領)	野原村	小和村	合計
寛延元年（1748）	0.7					0.7
宝暦8年（1758）	6.4	1.4				7.9
明和5年（1768）	7.1	1.4				8.5
安永7年（1778）	7.1	1.4				8.5
天明8年（1788）	7.5	1.4				8.9
寛政10年（1798）	7.5	1.4				8.9
文化5年（1808）	7.8	1.4	0.1			9.3
文政元年（1818）	10.2	1.4	0.3			11.9
文政11年（1828）	12.7	1.6	6.9			21.2
天保9年（1838）	13.2	3.7	23.9			40.8
嘉永元年（1848）	13.9	6.3	35.3	1.3		56.8
安政5年（1858）	16.7	6.7	50.2	1.3		74.9
明治元年（1868）	16.9	6.7	53.4	8.6		85.6
明治9年（1876）	20.3	6.7	54.1	8.6	43.1	132.7

出典：安政2年（1855）「所持高反別帳」（五條・栗山家文書）より作成。

注：1) 合計は所持地全ての合計ではなく、5ヶ村の合計である。

2) 升以下を四捨五入して表示した。そのため、内数の和が必ずしも合計とは一致しない。

3) 五條村については無記載のものが数筆あったので、それについて以前から所持していると考えた。同村における最初の田畠取得は寛延2年（1749）である。

4) 他に下之村で12.9石、牧村（旗本領）で7.9石を所持していた。このうち、前者は取得年代が一切書かれていないため、後者は大豆高が混在しているため載せていない。

が進展した。具体的には、牧村（幕領）では天保期と嘉永期に、小和村では明治時代以降に土地を集積した。なお、同家の史料には「内作」との表現が見られるため²⁹、自作地を持っていたことがわかる。ただ、同家は商家であることや、現時点で自作地に関する史料が確認されないことなどから、同家の土地集積は小作米収取を主な目的としていたと考えられる。

これらの土地移動の様式を4冊の「借家田地用記」³⁰から見ていくと、明治時代の前後で明確な違いが確認される。天保4（1833）～明治元年は買得が19件、質流が41件、不明が50件であったのに対し、明治3～9年は買得が20件、質流と不明は0件であったのである。しかも、天保4～明治元年に買得したとされる土地移動を土地証文と照合すると、その中には質流によるものが含まれている。したがって、同家の土地移動は、明治時代以前は質流、それ以降は買得が中心であったことが明らかとなる。

また、同家の集積地とその土地の売却・質入人の所在の関係を示したのが表-2である。

同表から、105件中95件で土地の所在とその売却・質入人の所在が一致していることが明らかとなる。さらに、牧村（幕領）、五條村、須恵村について、土地証文から1件当たりの平均石高を算出すると、1石以下であった³¹。同家は各村に居住する高持百姓から、地元の零細な土地を取得することで、土地集積を進めたといえる。これらの土地に繩延びがあったことは以下で見る通りであり、文政・天保期に至っても高持百姓はそのような繩延びのある土地を所持していたのである。

2) 集積地の特質

集積地の特質について、牧村を事例として詳しく見てみたい。同村における文久元年（1861）の所持地は、検地帳石高で幕領52.8石、旗本領8.8石の計61.6石、面積では5町5反6歩7厘であったのに対して、「石前」は157.1石前、小作米は98.1石であった。「石前」とは次章で述べるように、宇智郡で利用された土地の実面積を反映した単位で、1石前

表-2 栗山家への土地売却・質入 (単位：件)

	五條村	須恵村	牧村（幕領）	野原村	小和村	合計
居村=譲主	16	8	55	2	14	95
居村≠譲主		3	2		2	7
不明	3					3
合計	19	11	57	2	16	105

出典：安政2年（1855）「所持高反別帳」と土地証文（全て五條・栗山家文書）より作成。

注：居村=譲主は土地の所在とその売却・質入人の所在が一致する場合、居村≠譲主は一致しない場合を示す。

は米1石が収穫される面積を指す。また、当該地域で「小作米」は貢租と地主作徳から構成され、「預ケ米」とも表現されるが、本稿では「小作米」で統一した。検地帳石高とこの「石前」を比較すると、「石前」は検地帳石高の255.0%、小作米は検地帳石高の159.3%となる。もし同家が同村の所持地を全て小作させ、さらに1石前が130歩であったと仮定すると³²、実面積は6町8反23歩となり、実面積は検地帳面積の123.7%となる。

次に一村の所持地を一括してではなく、一筆ごとの状況を見たいが、幕領の所持地については史料的制約のためにそれが難しい。そこで、旗本領³³であった下之村の所持地に注目したい。その明治6年の状況を示したのが表-3である。

同表から、「石前」を検地帳石高と比較すると、合計では211.7%、土地ごとに見ると160.7%から357.1%となっており、全ての土地で「石前」が石高を大きく上回っていたことがわかる。

文禄検地や延宝検地以降、再検地が行われなかつたため、検地帳の石盛を超える反収の上昇もあつたであろうが、同家の集積地にはそれを前提としても繩延びがあったと考えられる。

そして、安政3年作成と推定される「手控」から、小作米に占める作徳米の割合を計算した事例を集めたのが表-4である。

同表に示した事例は限られるが、多くの場合で小作米は検地帳石高の150%を上回り、小作米に占める作徳米の比率は50~70%であったことがわかる。同家では小作米の納入

表-3 明治6年(1873)下之村における栗山家所持地

地目	反	畝	歩	検地帳		石前／石高(%)
				石高(石)	石前	
上田		9	13	1.5	3.0	204.8
上田		8	21	1.4	2.5	185.2
上田		6	13	1.0	2.5	250.0
上田	1		25	1.7	2.7	160.7
上田	1	1	22	1.8	3.2	175.8
上田		4	15	0.7	2.5	357.1
上田		9	8	1.4	3.0	208.3
上畠		8	12	1.0	2.5	248.0
上田		8	20	1.0	2.5	240.4
上田		6		0.7	3.0	208.3
上畠		6		0.7		
上田	7	5	17	12.9	27.4	211.7
上畠	1	4	12			

出典：明治6年(1873)「下之村領ニ而所持耕地控」(五條・栗山家文書)より作成。

注：1) 石高、石前は升以下を四捨五入して表示した。

2) 石前／石高は四捨五入により小数第1位までとした。

表－4 栗山家の作徳米計算事例

No	検地帳石高 (石)	貢租 (石)	石前・人植	小作米 (石)	作徳 (石)	貢租／検 地帳石高 (%)	小作米／ 検地帳石 高 (%)	小作米／ 石前・人 植 (%)	作徳／小 作米 (%)
1		0.4	2.0	1.2	0.8			60.0	69.6
2	0.6	0.4	2.0	1.3	1.0	54.9	203.1	65.8	72.9
3	0.7	0.4	2.0	1.2	0.8	55.0	164.6	60.0	66.3
	0.4	0.2			1.0	55.0	288.5	60.0	80.9
4	(大豆) 0.2	0.1		0.9	0.8	49.0	450.0		89.1
	3.9	2.7	7.5	5.8	3.0	70.0	147.6	76.7	52.6
5	1.2		2.5	1.9			157.6	75.0	
	1.2		2.5	1.9			158.2	75.0	
	1.5		2.5	1.6			105.3	64.0	

出典：「手控（壹番）」「手控（貳番）」（共に五條・栗山家文書）より作成。

注：1) 石高、石前・人植は四捨五入により小数第1位までとした。そのため、小作米は必ずしも貢租と作徳の合計と一致しない。

2) 割合は四捨五入により小数第1位までとした。

3) No.1、No.2、No.3が牧村（幕領）、No.4が牧村（旗本領）、No.5が南岡村の田畠である。

4) No.3には荒地が含まれ、破線下側は荒地を除いた分である。なお、荒地を除いても、石前・人植や小作米は変わらない。

5) No.5の破線下側3件は破線上側の内訳を示す。なお、破線上側の小作米には、破線下側3件に加えて、床米0.4石が加算されている。

に際して、現物納と代銀納が併用されており³⁴、また図－2から明らかなように、小作米の石代値段は年貢の石代値段を上回ることが多かったため、作徳米の比率は更に上昇したと考えられる³⁵。上述のように、1石前を130歩と仮定して、牧村における反当り小作米を算出すれば、1.4～1.5石という高い水準になる。

同家の土地集積について、文政期の掛屋就任後、特に天保期以降に牧村（幕領）や小和村を中心に進展したこと、それらの集積地には縄延びが存在したことを強調したい。前章で見たように、同時期は凶作であっても貢租減免幅が寡少であったため、その納入に差し支えた高持百姓は、所持地の売却・質入によって金銭を調達しようとした。その際、同家は掛屋・兼帶庄屋であったことにより、有力な売却・質入先となったのである。そして、経営状態が悪化した高持百姓は、土地の売却・質入に際し、少しでも多額の現金を調達するために縄延びのある土地、つまり実質的に貢租負担が少なく作徳を多く確保できる土地から、売却・質入したと考えられる。主な土地移動の様式が村方では売却であったのに対し、同家では質流であったのは、掛屋・兼帶庄屋であったために幕法に則った様式での移動が望まれたためであろう。

ただし、同家が土地集積に対して消極的であったと推測される点には注意したい。当該地域では質地請戻し慣行が機能しており、安定的な土地所持が困難であったためであ

る。加えて、同家が位置する宇智郡は林業で有名な吉野郡に隣接していたため、商人の投資対象としては山林が優先された。同家の山林集積が急激に進展するのは天保期以降であるが、その起点は文化期であった³⁶。掛屋就任以前から山林集積に取り組み始めているのであり、投資対象としては土地より山林の方が魅力的であったのであろう。

4. 繩延びを含む小作米收取慣行

1) 「人植」を基準とする小作米收取慣行

前章では、地主の集積地に繩延びが存在したことを明らかにしてきたが、その点で注目されるのが、繩延びを含む小作米收取慣行である。宇智郡では2つの小作米收取慣行が利用されていたため、以下では両慣行について分析したうえで、両者の関係性についても考察していく。

まずは、より古くから利用されてきた「人植」基準の小作米收取慣行をとり上げる。同慣行については紀ノ川上流域の地主を事例とした池本（2011）で詳細に分析し、同慣行は土地の実面積100歩を1人植として把握し、それに一定の1人植あたり小作米を乗じて小作米を決定するという慣行であること、土地の実面積を主な基準とすることで、地主が繩延びから与えられる余剰を取得することを可能にしていたこと、紀ノ川上流域では近世を通じて利用され、同地域の地主制形成に重要な役割を果たしたことなどを明らかにした。また、同慣行の地域的広がりについて、大和国宇智郡でも利用されていたことも指摘した。

同郡での同慣行の利用について、現時点で確認できる最も古い事例は、旗本領³⁷である北山村の窪田家に残された寛文3年（1663）「田畠預ケ之帳」である。同史料では、例えば「前式人植」の土地に対して、米「壱石六斗」と「麦六斗」が設定されているように、地片ごとにその場所、「人植」、小作米麦量が記されている。その一方で、検地帳の地目・反畝・分米などは全く記載されていない。つまり、「人植」を主な基準として小作米麦が決定されていたのである。

ではその水準である1人植あたり小作米麦について見てみたい。1人植あたり小作米麦を算出できる事例を集めたのが表-5である。同表から、以下の3点が明らかになる。

第一に米は0.6～0.8石、麦は0.2～0.3石に集中していたこと、第二に同表で利用した史料の作成年代には90年近くの年代差があるが、1人植あたり小作米麦の水準に差は少なく、固定的であったこと、第三にほとんどの場合で米麦が小作料として設定されていたことである。なお、いずれの史料でも、「人植」とあわせて土地の場所も記されている

表-5 1人植あたり小作米麦

(単位：件)

石	米				麦			
	A	B	C	D	A	B	C	D
0.1~0.2						1	3	
0.2~0.3					14	2	1	10
0.3~0.4	1				5			2
0.4~0.5	1	1						
0.5~0.6								
0.6~0.7	8	1	3	1				
0.7~0.8	5	3	1	7				
0.8~0.9	4			2				
0.9~1.0	2							
1.0~1.1				2				
合計	21	5	4	12	19	3	4	12

出典：A は寛文 3 年（1663）「田畠預ケ之帳」、B は享保 7 年（1722）「武兵衛田地弥九郎支配預ケ米覚」、C は享保 8 年「預米覚書」、D は寛延 3 年（1750）「源兵衛持參米拾石之代田地小日記」（全て北山・窪田家文書）より作成。

ことから、1人植あたり小作米麦は土地の場所と関連していたのではないかと推測される。

こうした小作米収取慣行の前提には、「人植」という単位によって土地の実面積を把握する土地慣行の成立が想定されなければならない。それについては、池本（2011）でも指摘した通り、承応 2 年（1653）「仕り渡池床定状之事」³⁸が、現在確認できる最も古い事例である。その中に「我等どごく畑新田ニ仕候ニ付而、太兵衛殿なこ谷壱人植之所米六斗之定年貢ニて限永代迄預り申所実正明白也」という記述があり、1人植の土地を池床として米 0.6 石で借りていることがわかる。

以上から、遅くとも 17 世紀中期には「人植」を基準とする土地慣行が成立しており、同時期には既に小作米収取慣行も成立していたことを強調したい。小作米麦の決定には、「人植」と「人植」あたり小作米麦が必要であったが、それらは検地帳の反畝・分米、つまり領主的の土地把握とは関係がなかった。そのため、上記の分析は旗本領を事例としているが、同郡内の幕領村々にも該当すると考えられる。また、池本（2011）で既に分析した紀ノ川上流域の事例と比較すると、小作米決定過程や 1 人植あたり小作米の水準は同様であった一方、麦を収取の対象とする点³⁹が異なっていたことは注目される。

2) 「石前」を基準とする小作米収取慣行

宇智郡で利用されたもう 1 つの小作米収取慣行が、「石前」を基準とする小作米収取慣行である。まずは「石前」とは何かということから見ていきたい。

幕領⁴⁰であった近内村の地主藤岡家に残されている享保17年（1732）「年代記覚帳」には、享保17年から年単位で天候・農作物の出来・米価等が記載されている。その中の明和期の記載に注目したい。明和5年（1768）の箇所に「麦作米壱石できニ付三斗五升有」、同8年の箇所に「綿作米でき壱石ニ弐十斤三四十斤までふく」という記述があったが、それが同9年の箇所になると「綿作壱石前ニ三四十斤吹」となる。また、以下で見るように「石前」と小作米が等しい事例は皆無である。

これらから、「石前」は土地の面積を反映していること、1石前は契約小作米ではなく、収穫量が米1石となる面積を指していることを強調したい。上記の明和9年の抜粋箇所が、現時点で確認できる「石前」が利用された最も古い事例であり、「石前」を基準とする土地慣行は18世紀中期に成立したと考えられる。そして、以下で見るように、同時期は当該地域で地主制が形成されたと推定される時期であるため、土地慣行だけでなく、小作米収取慣行としても成立・利用された可能性が高い。

では1石前とは、具体的にはどれぐらいの面積なのであろうか。まずは栗山家の安政2年（1855）「所持高反別帳」を利用する。同史料中で小和村の箇所には、明治8（1875）～11年のものと推定される貼紙がある。そこには「都而旧畝現畝も壱畝三斗前之積り」とあり、1石前が100歩とされている。なお、「旧畝現畝」とは地租改正前の面積、後の面積を指すと推測される。

さらに、同家の明治時代の「徳積り」に注目したい。土地移動に際して作成されたと考えられる「徳積り」は、土地証文と共に保管され、その土地の実面積とそこから得られる小作米・作徳米、土地の買得代金と作徳米1石あたりの買得値段などが記されているが、まれに1石前の面積に言及しているものがある。以下ではそうした「徳積り」を見ていきたい。

住川村の土地を購入した際の「徳積り」には3通あり、明治16年分には「百五拾坪ニテ壱石前ト云」、同32年分には「壱石前 百三十坪立」、同36年分には「壱反弐石前立」と記されている。このうち同32年分について、本証文である「地所賣渡確證」では1石前が144.6坪となっており、両者で数値が異なっている。三在村では同11年の1通だけで、そこでは売買された土地の面積と「石前」が集計された後に「壱石前ニ付平均百三拾八坪ナリ」と記されている。牧村も同35年の1通だけで、「百三十坪立」と記されている。

また、宇智郡の北に接する葛上郡では、「田の広さについて御所市櫛羅・権原あたりでは八斗マイ、一石二斗マイなどという言い方をし、二石マイで一反を示した」⁴¹とさ

れる。ここでは「石前」ではなく、「石マイ」となっているが、藤岡家の享保17年「年代記覚帳」の天明4年(1784)の箇所には「壱石米」という表現が見られることから、「石前」と「石米」は同じ使われ方をしたと考えられる。したがって、同慣行は葛上郡でも利用されており、同地域では1石前が150歩であったことがわかる。

以上から、1石前の面積は、100～150歩であったことが明らかとなる。また、住川村や三在村の事例は、1石前あたり面積が村内で統一されていないことを示している。1石前あたりの面積は、村内や地域内で統一されていたのではなく、各土地の地味に応じて決められたのであろう。

次に、同慣行における小作米の算出過程を明らかにしたい。そこで注目されるのが、前章で利用した安政3年作成と推定される栗山家の「手控」である。表-4のNo.3の事例では、「字溝川」という2石前の土地について、小作米が1.2石と設定されているのであるが、そこではすぐ脇に「六分」と記されるとともに、「但七歩之免ニも可相成趣、甚兵衛ヨリ承ル」との記述がある。

また、幕領⁴²であった二見村の馬場家に残された慶応3年(1867)「小作証文之事」では、「字小垣内井之上之内半分」という土地について、実面積を「壱石三斗前」とした上で、「預ケ米六分」と記載されている。

これらの事例から、小作米は「石前」を主な基準として、それに一定の比率を乗じることで算出されていたこと、その比率は「免」と呼ばれたことが明らかになる。

この「石前」に乗じる比率について分析するために、栗山家と藤岡家を事例として作成したのが表-6である。栗山家は文久元年(1861)の牧村の小作地⁴³、藤岡家は明治4～7年の買得地を対象としている。

同表から、「石前」に乗じる比率は、0.5～0.8に集中していることがわかる。また、下之村の土地を対象とした栗山家の文政11年(1828)「差入申小作人引請証文之事」では、この比率は0.8であり、表-4の各事例もこの範囲に含まれる。「石前」に乗じる比率について、村による差はなかったといえる。小作米の算出に際しては、小作地の場所も記載されていることや、先ほども見た栗山家の安政2年「所持高反別帳」の小和村の箇所にある貼紙では、小作米について「上田六歩」「中田五歩」「下田四歩」「上畠四歩」「中畠下畠三歩四厘」とあることから、この比率は小作地の場所や地味が関係していたのではないかと推測される。

以上から、「石前」基準の小作米收取慣行では、「石前」に0.5～0.8を中心とする一定の比率を乗じて小作米を算出したことを強調したい。小作米決定に必要であったのは

表-6 「石前」に乘じる比率

	A		B	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
0.2~0.3			1	12.5
0.3~0.4	2	2.9		
0.4~0.5	9	13.0	1	12.5
0.5~0.6	20	29.0	1	12.5
0.6~0.7	21	30.4	3	37.5
0.7~0.8	14	20.3	2	25.0
0.8~0.9	2	2.9		
0.9~1.0	1	1.4		
合計	69	100.0	8	100.0

出典：A は文久元年（1861）「牧村小作米取立帳」（五條・栗山家文書）、B は明治 4 年（1871）「不動産買帳」（近内・藤岡家文書）より作成。

注：1) 割合は四捨五入により小数第 1 位までとした。そのため、内数の和が必ずしも合計とは一致しない。

2) B には 1 件だけ久留野村の事例が含まれる。

「石前」とそれに乗じる比率であったが、前節で分析した「人植」と「人植」あたり小作米麦と同様に、それらは領主的土地位と関係がなかった。そのため、上記の分析は、幕領に限らず、旗本領の村々にも当てはまると考えられる。なお、同慣行では麦が小作料収取の対象となることは少なかった⁴⁴。

つづいて、小作米の変更理由や頻度について見ておきたい。まず変更理由であるが、「石前」基準の小作米収取慣行が、土地の実面積を「石前」という単位で把握し、それに一定の比率を乗じて小作米を決定する慣行であることを踏まえると、小作米の変更には 2 つの方法が想定される。すなわち、「石前」そのものを変更する方法と、「石前」は変更することなく、そこに乗じる一定の比率を変更する、或いは比率も変更せず一定量を変更する方法である。

この両者について変更理由を見ていくと、前者については、栗山家の弘化 5 年（1848）「貸家田地用記」において、「田普請」や「畠ヶ長ならし」を理由として「石前」が変更されている。後者については、まず同家の安政 2 年「貸家田地用記」で「畦普請」や「養水余慶ニ相來候」を理由として一定量が増加し、更に同 6 年「牧村小作米取立帳」で「地普請改」を理由として一定量が増加している。加えて、小作地を引きあげ、別的小作人に貸しつける際に一定量が増加しているというケースもある。これらでは「石前」に乗じる比率の変更ではなく、全て「小作米壱斗増」といった形での一定量の変更となっていた。

以上から、土地の普請や用水増加という土地条件の改良や小作人の変更を契機として小作米が変更されていることが明らかとなる。

こうした理由による小作米変更の頻度について、安政元～文久元年の栗山家の牧村における小作地を対象に比較すると⁴⁵、「石前」の変更が全くないのに対して、乗じる比率の変更、或いは一定量の変更は11回であった⁴⁶。小作米の変更はまれなことであったといえる。後者の内訳は、一定量の変更が4回、不明が7回である。不明の7回についても、各事例の変更幅などから、乗じる比率の変更より一定量の変更の方が多かったと推測される。また、増減で見れば増加が10回、減少が1回であり、小作米は増加傾向にあった。

小作米の変更について、「石前」や「石前」に乗じる比率は時代を通じて固定的であり、多くの場合一定量を変更していたが、その頻度自体は少ないものであったといえる。

同慣行が成立した背景について考えておきたい。当該地域では縄延びを含む小作米収取慣行として既に「人植」基準の小作米収取慣行が成立・利用されていたにも関わらず、新たな慣行を必要とした理由は何であったのであろうか。

その要因として考えられるのは、土地の生産力を把握する必要性が生じたということである。そして、この必要性自体は、土地移動の盛行に起因したと考えられる。近内村藤岡家を事例として取り上げたい⁴⁷。同家の居村における所持石高は、明和4年に24.7石、その後享和3年（1803）に28.9石、天保15年（1844）に29.5石、幕末の文久2年に37.2石と推移した⁴⁸。そして、取得年代が判明する最古の土地取得は享保19年のものである⁴⁹。つまり、同家の近世における土地取得は、その大半が18世紀中期になされているのである。

このように18世紀中期に土地移動が増加したが、その一方で同時期は反収も増加傾向にあった可能性が高い⁵⁰。この結果として、縄延びを含む実面積と生産力を同時に把握する必要が生じたと考えられる。そして、同時期に土地を集積した百姓は取得地の一部を小作地として貸し付けていたため⁵¹、把握した土地の実面積と生産力に基づいて小作米を決定するという慣行が成立したのではないだろうか。

これに関連して、宇智郡の幕領で近世地主制が形成された時期に触れておきたい。前章で対象とした五條村栗山家は19世紀中期に土地集積を進めたが、近内村藤岡家は18世紀中期に土地集積を進めた。従来、畿内の近世地主制研究では、天保期が地主制形成の画期とされてきたが、当該地域の地主制の形成時期はどのように考えられるであろうか。

ここで注目したいのは、「石前」基準の小作米收取慣行の成立である。同慣行は土地移動の盛行を要因として、土地の生産力を把握する必要性が生じた結果、成立したと考えられることを指摘した。上記では藤岡家を事例としたが、表－1から明らかなように、栗山家も同時期に極めて少ないながら土地集積を進めている。18世紀中期は新たな慣行を必要とするほどに土地移動が盛行したのであり、同時期に地主制が形成されたのではないだろうか⁵²。

3) 両慣行の関係性

宇智郡では、「人植」基準の小作米收取慣行が遅くとも17世紀中期には成立・利用されていた。そして、18世紀中期に新たに「石前」基準の小作米收取慣行が成立し利用されるようになった。では両慣行はどのような関係にあったのだろうか。

まずは栗山家が明治10年に小和村の土地2筆を購入した事例に注目したい。この売買の本証文は残されていないが、「売揚証」と売買された土地の地租改正前後の面積や境界などを記した紙片2枚が紐で一括して保管されている。2筆の実面積について、「売揚証」では「人名拾石前」となっているのに対し、紙片の片方では各土地について「人名五人植」「人名五人植」⁵³と記載されているのである。

次に、藤岡家の安政6年「小作証文之事」の貼紙を見てみたい。そこでは小作地の場所と実面積について「小ぶけ 壱石米」「青 四石米」と横並びで併記し、その下に「合五人植」と記されている。

以上の2つの事例から、1石前と1人植が同じ面積を指していることが明らかとなる。このような関係性はいつ成立したのであろうか。

ここで注目されるのが、栗山家の天保4年「借家田地用記」である。その中の同5年の箇所に、「人植」に対して「六分半」という比率を乗じて小作米を算出している事例がある。「人植」はその名称が示す通り、労働力を基準とした面積把握と推定されるため、それに一定の比率を乗じるのは不自然であり、「人植」が「石前」と同様に生産力を意味していると考えないと理解できない。「人植」基準の小作米收取慣行を、近世を通じて利用した紀ノ川上流域ではこのような事例は全くない。

したがって、同5年時点には既に、「人植」はその名称だけが残り、「石前」と同じ役割を果たしていたと考えられる。同郡の史料には両者が現れるため、2つの異なる慣行が併用されているように見えるが、少なくとも同時期以降については、1つの慣行を利用していたということになる。ただし、「人植」が土地の実面積把握の他にも水利費算

出の場面で利用されているのに対して⁵⁴、現時点で「石前」は土地の実面積把握以外での利用は確認できていない。そのため、当該地域の百姓たちは両者には微妙な違いがあると認識していた可能性もある。

5. おわりに

本稿は、大和幕領において、縄延びから与えられる余剰の成立を明らかにした上で、縄延びの存在とそれを含む農民的な小作米収取慣行の成立が、地主的土地区積に重要な役割を果たしたことを、宇智郡を事例として示すことが課題であった。主要な分析結果について整理したい。

文政・天保期の当該地域は、高率貢租ではなかったが、凶作年の減免幅が寡少であった。そのため、高持百姓は貢租負担に窮し、土地移動が活発化したが、その際に彼らが金銭の調達先として頼ったのが、資金・役職共に揃った五條村栗山家であった。明治時代には県有数の大地主へと成長していた同家は、文政初期の掛屋就任以降、特に天保期以降に主に質流によって消極的ながらも土地区積を進めたのである⁵⁵。

そのような状況下で土地区積が進展した要因は、縄延びを含めた土地の実面積を主な基準として「石前」を設定し、それに一定の比率を乗じて小作米量を決定するという農民的な小作米収取慣行の存在であった。同郡では文禄検地や延宝検地以降、再検地が実施されないという状況下で、切添開田により50%程度の縄延びが形成され、縄延びから与えられる余剰が成立していたのである。同慣行の特質として、4点指摘したい。

第一に、高い標準的小作米水準である。この高水準は18世紀初期にかけて上昇したと考えられる反収に支えられたのであり、高率貢租ではなかった当該地域では、地主が反収の上昇から与えられる余剰を取得することを可能としたであろう。

第二に、小作米が貢租と作徳米から構成され、地主が貢租負担者となっていたことである。凶作年で小作米が減少した場合でも貢租の減免幅が寡少であるということは、小作米収取を目的とする地主が、凶作時の貢租負担というリスクを負うことを意味した。しかも、凶作時には米価が高騰し、それに伴って年貢の石代値段も上昇したため、貢租納入形態が代銀納であった当該地域において、地主が負うリスクは更に大きくなつた。

第三に、同慣行が土地の実面積を把握し、それを小作米の主な基準とすることによって、縄延びから与えられる余剰を地主が取得することを可能にしたことである。地主は、縄延びから与えられる余剰を取得することで、凶作時の貢租負担というリスクを低減することができた。

第四に、同慣行が土地の実面積と共に、生産力をも把握していることである。これは村方での面積と反収の把握であり、幕藩領主が行った検地と類似したものであった。加えて、反収を把握する必要性が、「人植」基準の小作米收取慣行から「石前」基準の小作米收取慣行への移行を引き起こしたのであり、その意味でもこの点は重要であった。ただ、この反収の把握は固定的であり、時間の経過とともに、実際の反収と乖離したと考えられる点には注意しておきたい。

当該地域は、高生産力でありながら高率貢租ではない地域であったため、農民余剰は反収の上昇から与えられる余剰と、繩延びから与えられる余剰が複合する形で成立していたと考えられる。しかし、凶作となり、かつ貢租の減免幅が寡少である場合には、両者には大きな差が生じる。すなわち、前者が成立しえない一方で、後者はその量を減少させつつも成立するのである。つまり、農民余剰の安定的な成立という視点から考えれば、竹安繁治の推論のように、近世後期には繩延びから与えられる余剰の重要性が低下し、反収の上昇から与えられる余剰が重要となるのではなく、幕末に至るまで繩延びから与えられる余剰が重要であったといえる。そして、小作米收取を目的とする地主は、繩延びを含む小作米收取慣行を利用して、繩延びから与えられる余剰を取得したのである。

大和国宇智郡の幕領では、凶作年の貢租減免幅が寡少という条件の下で、繩延びの存在とそれを含む小作米收取慣行の成立が、地主の土地集積に重要な役割を果たしたのであり、この点は当該地域の近世地主制の特質として指摘できる。そして、筆者らが既に分析した庄内藩領や和歌山藩領と同様に、幕領であった当該地域においても、農民余剰の成立には、繩延びから与えられる余剰が幕末に至るまで重要であった。これは繩延びの存在とそれを含む小作米收取慣行の成立が、普遍性を持つ近世地主制の形成論理であったことを示唆しているのではないだろうか。

近代に入り、地租改正が実施されると、農民余剰成立の論理は大きく変化した。その変化は大きく2点あり、第一に台帳面積と実面積が近似化し、繩延びが事実上消滅したことにより、繩延びから与えられる余剰が消滅したこと、第二に全国的に統一された方法で地租が決定されたために、貢租量決定の際の恣意性が排除されたことである。これらによって、農民余剰はもっぱら反収の上昇から与えられる余剰によって成立するようになるが、こうした状況下で小作米收取慣行がいかに変化し、近代地主制がどのように展開したかを明らかにすることを今後の課題としたい。

注

- 1 代表的なものとして山崎（1963）がある。
- 2 阿部（1994）（2004）、池本（2011）（2014）。
- 3 中村（1968、192-201頁）。
- 4 丹羽（1964、13頁）。
- 5 竹安（1962、16頁）。他にも竹安（1966）などで、近世地主制の形成と縄延びから与えられる余剰の関係について論じている。
- 6 奈良県史編集委員会（1985、272頁）に掲載されている幕末期の石高に基づいて計算した。
- 7 奈良県立図書情報館所蔵。
- 8 税地の項の旧検反別と改正反別の数値を利用し、幕領を含む相給村、一部の村に見られる飛地、新田は除外している。また、領主は五條市史調査委員会（1958、437-440頁）から、明治維新時点の支配関係によって区分した。
- 9 谷山（1994、16頁）。
- 10 二見・馬場家文書。
- 11 近内村の天明8年（1788）「御高近内村明細覚帳」や出屋敷村の天保11年（1840）「明細帳」（共に近内・藤岡家文書）にも同様の記述がある。
- 12 天保2年（1831）「明細帳」。
- 13 同村の領主や村高については、五條市史調査委員会（1958、438頁）、天保2年（1831）「明細帳」による。なお、17世紀後期以降幕末に至るまで、これらの石高は変化していない。
- 14 「文政三辰年ヨリ明治八亥年迄石代御直段」。
- 15 広本（1992、299-301頁）。
- 16 「文政三辰年ヨリ明治八亥年迄石代御直段」。
- 17 各年の「御料私領双方割帳」、「御検見入用郡中入用祭礼入用大川入用割賦帳」、「東西掛入用割賦帳」、「村小入用帳」、「東方小入用割賦帳」、「西方小入用割賦帳」。なお、村入用は金錢で算出されるため、ここでは各年の夫米値段で除して米に換算した。なお、これらは牧村（幕領）の百姓が軒割・高割で負担した分であり、他村からの入作百姓の負担分などは含まない。
- 18 文化13年（1816）、文政6年（1823）、弘化2年（1845）の3冊が残されている。
- 19 これは譲渡証文、質物証文、年賦証文に限ったものである。

- 20 栗山家が取得した田畠、家、山林について記した天保4年(1833)「借家田地用記」、弘化5年(1848)「貸家田地用記」、安政2年(1855)「貸家田地用記」、「借家田地用記」では、明治元年(1868)までに「受戻」3件・「譲戻」6件・「売戻」2件が確認される(いずれも請戻しまでの期間は不明)。
- 21 赤羽(1991、207頁)。
- 22 五條市史調査委員会(1958、612頁)。
- 23 新町と松倉豊後守重政四〇〇年記念誌編纂委員会(2009、193頁)。
- 24 栗山家文書には「文政三辰年ヨリ明治八亥年迄石代御直段」と題された史料があることから、文政3年頃には掛屋に就任していたと推測される。
- 25 渋谷(1984b、410-414頁所収)。
- 26 渋谷(1984c、75-89頁所収)。
- 27 渋谷(1984a、267-268頁所収)。
- 28 五條市史調査委員会(1958、437-438頁)。明治維新時点の領主である。
- 29 例えば安政2年(1855)「貸家田地用記」などがある。
- 30 天保4年(1833)、弘化5年(1848)、安政2年(1855)、年不詳の4冊が残されている。
- 31 野原村の1件当たり平均石高は4.3石となるが、件数が2件なのでここでは除外した。ただし、小和村は平均2.5石と規模が大きい。明治時代になってから急速に集積していることとあわせ、同村における土地集積は、他村のものとは少し事情が異なった可能性がある。
- 32 1石前が130歩という仮定は、第4章第2節の牧村の事例に基づく。
- 33 五條市史調査委員会(1958、439頁)。明治維新時点の領主である。
- 34 各年の「小作家賃帳」から、牧村では現物納、それ以外の村では代銀納を中心としていたことがわかる。
- 35 牧村の小作米の石代値段は、同村の村入用算出過程で作成された「東方小入用割賦帳」「西方小入用割賦帳」に記載の小作値段と全く同じ金額であった。これは小作米の石代値段を地主が設定したのではなく、村方の決定を地主が受け入れていたことを示していると推測される。
- 36 五條市史調査委員会(1958、611頁所収)。
- 37 五條市史調査委員会(1958、439頁)。明治維新時点の領主である。
- 38 北山・窪田家文書。
- 39 寛文3年(1663)「田畠預ケ之帳」(北山・窪田家文書)では一部大豆も收取対象と

されている。

- 40 五條市史調査委員会（1958、437頁）。明治維新時点の領主である。
- 41 奈良県史編集委員会（1986、159頁）。
- 42 五條市史調査委員会（1958、438頁）。明治維新時点の領主である。
- 43 文久元年（1861）における牧村の小作地は、第3章第2節で述べた検地帳石高からすれば、その大部分が幕領に位置したと考えられる。
- 44 安政2年（1855）「小作家賃帳」によれば、同年に小作料収取の対象となったのは麦が14人、米が68人であり、両者に共通するのは3人だけであった。麦作については小作地の場所の記載がないため、3人が同じ土地から米麦を小作料として納入していたのかは不明である。「石前」基準の小作米収取慣行における小作料としての麦について、詳しくは今後の課題としたい。
- 45 各年の「牧村小作米取立帳」。同時期の小作地は71～86件、契約小作米は87.8～98.1石（加えて毎年2、3件金錢で設定されている分がある）、小作人数は30～42人であった。
- 46 小作人ごとに各年の小作地を並べて検討したため、小作人の変更に伴う小作米の改定については含まれていない。
- 47 藤岡家は、明治31年（1898）「日本全国商工人名録」中の「奈良縣多額納稅者及大地主」（渋谷（1984a、267-268頁所収））では、地価額10643.58円の地主として掲載されている。
- 48 明和4年（1767）は宝暦12年（1762）「所持之田畠覚帳」、享和3年（1803）は享和3年「亥改小前持高帳」、天保15年（1844）は天保15年「宗門御改寺請帳」、文久2年（1862）は文久2年「宗門御改寺請帳」（全て近内・藤岡家文書）。
- 49 宝暦12年（1762）「所持之田畠覚帳」（近内・藤岡家文書）。
- 50 奈良盆地農村においては、18世紀前半から後半にかけて反収が上昇傾向にあった（徳永（1979））。これをもって本稿で対象としている宇智郡農村も同様の傾向を示したとはいえないが、「石前」基準の小作米収取慣行は葛上郡でも利用されており、同一の小作米収取慣行が利用されていた地域では、かなり近い農業技術が使われていた可能性が高いのではないかと推測される。
- 51 藤岡家の宝暦12年（1762）「所持之田畠覚帳」では、延享～宝暦期に取得された土地の一部について、小作米が記されている。
- 52 18世紀中期に地主が集積した土地にも、縄延びは存在した。藤岡家の宝暦12年

(1762)「所持之田畠覚帳」で、宝曆期までの集積地の中で小作米が記載されたものについて計算すると、最低でも小作米が検地帳石高の130.1%あり、合計では167.5%であったことから明らかとなる。

- 53 「人名」はある土地の「人植」を示す言葉で、当該箇所のような形で使われる。
- 54 例えば明治10年（1877）「畠田溝割振合帳」などがある。
- 55 池本（2011）（2014）で分析した紀ノ川上流域では、天保期には近世地主制は停滞した。隣接する両地域で、近世地主制が異なる動向を示した要因として、2点指摘しておきたい。第一に、宇智郡の幕領では村々の高持百姓が縄延びがある土地をまだ所持していたことである。そのような土地が地主の下に移動しきっていなかったために、小作米收取を目的とする地主が集積対象とすることができた。第二に、宇智郡の幕領では貢租納入形態が代銀納、小作料納入形態が現物納と代銀納の併用であり、かつ天保期以降米価が上昇傾向にあったことである。このため、小作米の石代値段が上昇し、小作料額が増加すると同時に、年貢の石代値段も上昇し、貢租額も増加した。その結果、米価上昇のメリットの多くは相殺されたが、徐々に縄延びが大きくなっている土地でも、地主にとって十分な作徳が成立するようになったのである。つまり、従来は地主的の土地集積の対象ではなかった土地が、集積対象となり始めたのである。

参考文献

- 赤羽武〔ほか〕編『吉野林業史料集成（九）－大山林経営栗山家文書－』筑波大学農林学系、1991年。
- 阿部英樹『近世庄内地主の生成』日本経済評論社、1994年。
- 阿部英樹『近世農村地域社会史の研究』勁草書房、2004年。
- 池本裕行「近世地主制の形成と縄延び地の存在—縄延び地を含む小作米收取慣行の成立に着目して—」『農業史研究』第45号、2011年、65-76頁。
- 池本裕行「天保期紀州藩領における地主制の停滞－耕地条件と地主経営に着目して－」『経済史研究』第17号、2014年、49-79頁。
- 五條市史調査委員会編『五條市史 上巻』五條市史刊行会、1958年。
- 渋谷隆一編『明治期日本全国資産家地主資料集成Ⅱ』柏書房、1984年 a。
- 渋谷隆一編『明治期日本全国資産家地主資料集成Ⅲ』柏書房、1984年 b。
- 渋谷隆一編『明治期日本全国資産家地主資料集成Ⅳ』柏書房、1984年 c。

- 新町と松倉豊後守重政四〇〇年記念誌編纂委員会編『新町と松倉豊後守重政四〇〇年記念誌』新町と松倉豊後守重政四〇〇年記念事業実行委員会、2009年。
- 竹安繁治『近世土地政策の研究』大阪府立大学経済学部、1962年。
- 竹安繁治『近世封建制の土地構造』御茶の水書房、1966年。
- 谷山正道『近世民衆運動の展開』高科書店、1994年。
- 徳永光俊「近世大和の農業生産力－田畠輪換技術の分析－」『歴史評論』第345号、1979年、49-67頁。
- 中村哲『明治維新の基礎構造』未来社、1968年。
- 奈良県史編集委員会編『奈良県史 第一巻 地理－地域史・景観－』名著出版、1985年。
- 奈良県史編集委員会編『奈良県史 第十二巻 民俗（上）』名著出版、1986年。
- 丹羽邦男『形成期の明治地主制』塙書房、1964年。
- 広本満『紀州藩農政史の研究』宇治書店、1992年。
- 山崎隆三「江戸後期における農村経済の発展と農民層分解」『岩波講座 日本歴史 第12』岩波書店、1963年。

史料の利用にあたっては、栗山修氏、市立五條文化博物館の方々に非常にお世話になつた。ここに感謝したい。

本研究はJSPS科研費JP17K18216の助成を受けたものである。